

株式会社 東陽理化学研究所（西蒲原郡弥彦村）

- 代表者 代表取締役社長 宮崎 大晴
- 事業内容 金属加工業
- 労働者数 288人（男性206人、女性82人）



認定企業における次世代育成支援の取組の概要は次のとおりです。

1. 計画期間内に、男性社員の育児休業取得率を50%以上とすることを目標とし、育児休業取得の奨励及び公的助成金の説明・周知の取組を行った結果、男性社員の育児休業取得率が85%となり、目標を達成しました。
2. 仕事と家庭の両立支援として育児短時間勤務制度の拡充を図ることを目標とし、育児短時間勤務制度の対象者範囲の規程改訂を行った結果、対象者範囲が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員から2025年4月以降は対象者範囲が中学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員となりました。
3. こどもが保護者である労働者の働いているところを実際にみることができる「子ども参観日」を実施することを目標とし、参観日の企画立案をしたところ、計画期間中に2回の開催、従業員8名・子ども11名の参加となりました。
4. 2024年度の月平均所定外労働時間を20時間以内とすることを目標とし、所定外労働の削減のための措置として各管理者への残業推移の定期連絡を行った結果、月平均所定外労働時間が9.8時間となりました。
6. 2024年度の平均年次有給休暇（以下年休）取得日数を13日以上とすることを目標とし、年休取得の促進のための措置として2022年度より社員一律で年休20日付与した結果、平均年休取得日数が15.3日となりました。
7. 計画期間において出産した女性労働者に占める育児休業等をした女性労働者の割合が100%となりました。

<事業主からのコメント>

**株式会社 東陽理化学研究所**

当社は、従業員一人ひとりのQOL向上を目的に、福利厚生を含む労働環境の整備に継続的に取り組んでまいりました。

男性育児休業取得率の向上や育児短時間勤務制度の対象拡大、グループ企業と連携した女性リーダー育成研修への参画など、子育て支援と女性活躍の推進に注力しております。

今後も、従業員満足度およびエンゲージメントの向上に資する施策を継続的に展開してまいります。

プラチナくるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が30%以上であること。
または男性労働者のうち育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて50%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
<労働者が300人以下の企業の特例>
上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。
①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
②計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。
③計画期間とその開始前一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が30%以上である。
④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいる。
6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。
<労働者が300人以下の企業の特例>
上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 次の①と②のいずれも満たしていること。
①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満。
②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③をすべて実施しており、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。
① 所定外労働の削減のための措置
② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
③ 短時間正社員制度その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。
(1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が90%以上であること。
(2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が70%以上であること。
<労働者が300人以下の企業の特例>
上記10. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算しときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たします。
11. 育児休業等をし、または育児休業を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
12. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。